

令和 8 年 6 月 25 日
子 育 て 課

子ども条例委員会からの答申について

①【 子ども条例委員会について 】

・日野市子ども条例第 20 条に規定される「子ども条例委員会」を令和6年度に設置し、子どもの権利の保障・擁護の状況の検証を行っている。
・委員構成は公募市民 5 人、青少年、福祉、教育など学識経験者 5 名の合計 10 名。
・令和 6・7 年度は、市長から「日野市子ども条例の周知・啓発について」「子どもの権利侵害に対する相談・救済体制について」の諮問を受け、検証結果を踏まえ答申を策定し、報告した。

②【 令和 6・7 年度答申について 】※資料 12 子ども条例委員会答申書

・令和 6 年度 日野市子ども条例の周知・啓発について 答申総括

日野市子ども条例の周知・啓発について 検証を行ったところ、条例の存在を知らせること自体を目的とするのではなく、子どもの権利が実際に守られる状態を社会の中に実現することを最終的な目的とすべきだという点を再認識した。

周知・啓発の基盤として学校との連携は不可欠であり、配布物や掲示、学習用端末のブックマークなどの導入的手段にとどまらず、日常の教育活動の中で子どもが体感し、家庭での対話にも波及するような取組みが効果的である。

子どもと大人双方に働きかけ、行政・学校・地域が連携し、子どもの主体的参加と体験を伴う多様な機会を継続的に提供することで、子どもの権利の実質的な保障につながる周知・啓発を一層推進していくことが肝要である。

・令和 7 年度 子どもの権利侵害に対する相談・救済体制について 答申総括

「子どもなんでも相談」と「子どもオンブズパーソン」が並列してリーフレットに掲載されているが、特に急ぎの相談の時には、子どもが迷わないように、窓口の目的や機能を分かりやすく整理して案内することが大切である。

学習者用端末 から「子どもなんでも相談」の 頁 にすぐアクセスできるようになったのは、部局同士が協力した成果であり、子ども部・教育部・健康福祉部が垣根を越えて連携できたのは評価できる。

両事業とも立ち上がって間もないため、相談体制の整備という点で発展途上である が、既に事業として動き出しており、実績もある。また、周知・啓発を行っているところであり、早急な 一本化など、全くのゼロベースに 戻ってやり直すのは現実的ではない。従って双方の関係性の整理や調整をし、引き続き、子どもの権利の保障・擁護に資するような相談・救済体制の実現を目指していくべき。

③【 子ども条例委員会の仕組みについて 】

